株式会社アルファポリス定款

平成25年3月25日 変 更 平成25年6月28日 変 更 平成25年8月 1日 変 更 平成26年2月10日 変 更 平成26年6月27日 変 更 平成26年8月25日 変 更 平成30年7月 1日 変 更 更 令和4年6月21日 変

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アルファポリスと称し、英文ではAlphaPolis Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) インターネットによる情報提供サービス
 - (2) インターネットによる通信販売
 - (3) インターネットを利用したアプリケーション、ウェブサイト、ウェブコンテンツ、デジタルコンテンツの企画、制作、運営、管理、販売及び配信
 - (4)書籍の出版・販売
 - (5) キャラクター商品(テレビ、ゲーム、映画、漫画等に登場する人物、動物、乗り物等の名称や特徴を施した衣料品、文具類、装身具、玩具等)のデザイン企画及び商品化企画の立案並びにこれらに関する制作、販売
 - (6) 映像・音楽作品等の企画、製作、販売、賃貸
 - (7) 放送事業
 - (8) 作家、芸術家等のクリエーターのマネージメント及びプロモート業務
 - (9) ゲームソフト、コンピュータソフトの企画、開発、制作、販売
 - (10) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、 実用新案権、その他の知的財産権の取得、利用開発、管理、使用許諾及 び販売に関する業務
 - (11) 翻訳業及び通訳業
 - (12) 広告宣伝の企画、製作販売及び代理業務
 - (13) イベント、セールスプロモーションの企画、制作及び運営業務
 - (14) 店舗等商業施設の運営

- (15) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (16) 古物売買業
- (17) 不動産の管理及び賃貸
- (18) 上記各号に関するコンサルティング業務
- (19) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本 経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得する ことができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使すること ができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株 予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等につ いては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式 取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議 決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において 権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あら かじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又

は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登 録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある ときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議 長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である 情報について電子提供措置をとる。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部 又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対し て交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出 席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総 会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締 役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応

じて、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集 し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会に おいて定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的 記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りで ない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこ れに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって 定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で 定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印 又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結

することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余 金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条 第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすること ができる。

(期末配当金の除斥期間)

- 第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても 受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。